

設置可能な広告物の上限基準表(主なもの)

[一般的基準:原則すべての広告物が満たすべき基準]

B	高さ	広告物が道路に突き出す場合、広告物の下端が4.7m以上(歩道部は2.5m以上)
C	色彩	大型広告物は、表示面積の1/2を超えて彩度8以上の色彩を用いないこと
I	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物が道路に突き出す場合、突出部の長さが0.6m以下(景観上、安全上支障がないとき等は、1.2m以下) ・信号、道路標識の効用を妨げないこと ・環境に調和し、安全上支障がないこと ・大型広告物に照明等を用いる場合は、移動・点滅・回転させないこと

[禁止区域]

広告物の種類	屋上広告		壁面・塀・垣利用広告		野立て広告			電柱利用広告		
	適用除外等	自家用広告物		自家用広告物		自家用広告物	案内誘導広告物	巻付	突出	
A	表示面積	-	1事業所当たりの総表示面積10㎡以下	-	1事業所当たりの総表示面積10㎡以下	-	1事業所当たりの総表示面積10㎡以下	1面0.5㎡以下、合計1㎡以下(集合の場合、1個につき1面0.75㎡(計1.5㎡)以下、全体で1面10㎡(計20㎡)以下)	-	-
B	高さ	-	建物の高さの1/2以下、かつ10m以下	-	-	10m以下	3m以下	-	-	
C	色彩	-	-	-	-	-	-	-	-	
D	個数	-	-	-	-	-	1事業所当たり2個まで	-	-	
G	表示内容	-	自己の店名・営業内容等	-	自己の店名・営業内容等	-	自己の店名・営業内容等	・自己の店名・営業内容等 ・風俗営業に係る表示でないこと	-	-
H	許可の要否	-	不要	-	不要	-	不要	必要	-	-
I	その他	設置不可	事業所に掲出	設置不可	事業所に掲出	設置不可	事業所に掲出	事業所が規制道路から1km以内に所在	設置不可	設置不可

[制限区域]

広告物の種類	屋上広告		壁面・塀・垣利用広告		野立て広告			電柱利用広告			
	適用除外等	自家用広告物		自家用広告物	家屋連垣区域	自家用広告物	案内誘導広告物	巻付	突出		
A	表示面積	120㎡以下	1事業所当たりの総表示面積10㎡以下	30㎡以下	1事業所当たりの総表示面積10㎡以下	1面30㎡以下	1面30㎡以下	1事業所当たりの総表示面積10㎡以下	1面0.5㎡以下、合計1㎡以下(集合の場合、1個につき1面0.75㎡(計1.5㎡)以下、全体で1面10㎡(計20㎡)以下)	縦1.5m×横0.5m 又は縦1.2m×横0.4m (2片1対で巻き付ける場合は、合計1㎡以下)	縦1.5m×横0.5m 又は縦1.2m×横0.4m
B	高さ	建物の高さの1/2以下、かつ10m以下	建物の高さの1/2以下、かつ10m以下	-	-	10m以下	10m以下	10m以下	3m以下	地上1.5m～3.5mの範囲	道路上に突き出す場合、 広告物の下端が2.5m以上
C	色彩	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	個数	1建築物につき1個まで	-	-	-	-	-	-	1事業所当たり2個まで	・1本の電柱に巻付広告と袖付広告各1枚まで (なお、巻付広告は2片1対を1枚として扱える。ただし、2片の合計1㎡以下。)	
G	表示内容	-	自己の店名・営業内容等	-	自己の店名・営業内容等	-	-	自己の店名・営業内容等	・自己の店名・営業内容等 ・風俗営業に係る表示でないこと	-	-
H	許可の要否	必要	不要	必要	不要	必要	必要	不要	必要	必要	必要
I	その他	-	事業所に掲出	-	事業所に掲出	・道路後退距離100m以上 (制限幅500mの路線にあっては、200m以上) ・他の野立て広告との相互間距離100m以上	-	事業所に掲出	事業所が規制道路から1km以内に所在	電柱へ直接塗布しないこと	・道路に対して直角に設置 ・突出部の長さ0.6m以下